No. 評価事項		評 価 基 準				
1 法人概要			0	0	0.0%	
2	基本事項		9	45	21.8%	
(1)	業務実績	生活困窮者に対する、就労支援の実施又はコーディネートの実績はあるか。また、それは本事業の目的達成に十分か。	2	10	4.9%	
(2)	事業目的と効果	何を目的に事業を行い、どのような効果が得られると考えているのか。また、それらは妥当か。	2	10	4.9%	
(3)	生活困窮者の情勢と就労訓練事業の有効性に ついて	生活困窮者の置かれている状況を理解しているか。生活困窮者自立支援法についての制度全般、及び本人の状態像に応じた就労支援の必要性・有効性について理解しているか。	3	15	7.3%	
(4)	コスト	事業内容と参考見積りとのバランスが取れているか。		10	4.9%	
3	実施体制に関する事項		11	55	26.7%	
(1)	センター窓口の設置について	横浜市内にセンターの窓口を設置することは可能か。区生活支援課や事業所等に対し、電話や来所及び出張での対応が行えるか。	3	15	7.3%	
(2)	スタッフの体制	スタッフの配置は十分か。スタッフが急遽休んだり、退職した場合の対応策は考えられているか。報酬は時給換算で最低賃金を下回っていないか。	2	10	4.9%	
(3)	スタッフの人材・能力	コーディネーターは、就労支援の実施又はコーディネートの業務経験を有しているか。相談調整機能を果たすことは可能か。	3	15	7.3%	
(4)	スタッフの育成・研修について	スタッフが本市の関係機関や地域特性を理解し、家計管理に関する有効な支援を行えるよう育成できる体制にあるか。また、業務を遂行するにあたって必要な知識・ 技術力を高めるための研修機能は十分か。	3	15	7.3%	
4	事業所の支援に関する事項		13	65	31.6%	
(1)	認定就労訓練事業所に対する相談支援体制	認定就労訓練事業所に対して生活困窮者自立支援制度に関する理念や知識を深めるようにするための工夫がされているか。また、相談支援体制は具体的かつ現実的か。	4	20	9.7%	
(2)	訓練実施期間中における認定就労訓練事業所 への支援	訓練実施期間中における認定就労訓練事業所への支援について、具体的な構想はあるか。連携体制をとるための工夫はあるか。またそれは実現可能と考えられるか。	5	25	12.1%	
(3)	認定就労訓練事業所間の情報交換・支援ノウハウ共有の方法	認定就労訓練事業所どうしが情報交換やノウハウを共有できる仕組みを作り、お互いの事業展開を確認できるような事業所支援を行う体制がとれているか。またそれは現実的か。	4	20	9.7%	
5	区生活支援課との連携に関する事項		7	35	17.0%	
(1)	区生活支援課との連携及びその必要性につい て	事業利用対象者の支援のための、区生活支援課との連携体制は具体的かつ現実的か。また、円滑に事業を遂行することは期待できるか。	4	20	9.7%	
(2)	認定就労訓練事業所の情報提供に関する手法・ 工夫	就労訓練事業の利用促進に向けて、区生活支援課に対する情報提供のための手法・工夫は具体的かつ現実的か。	3	15	7.3%	
6	ワークライフパランスに関する取組		4	4	1.9%	
(1)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業 主行動計画の策定	(従業員101人未満の場合)策定し、労働局に届け出ているか。	1	1	0.5%	
(2)	女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律に基づく一般事業主行動計画の策定	(従業員301人未満の場合)策定し、労働局に届け出ているか。	1	1	0.5%	
(3)	次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くる みんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得、女 性の職業生活における活躍の推進に関する法 律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバ ランス賞の認定	いずれかを取得している、または認定されているか。	1	1	0.5%	
(4)	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)の 取得	認定されているか。	1	1	0.5%	
7	障害者雇用に関する取組		1	1	0.5%	
(1)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	達成しているか(従業員43.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用しているか(従業員43.5人未満)	1	1	0.5%	
8	健康経営に関する取組		1	1	0.5%	
(1)	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	取得している、または認証を受けているか。	1	1	0.5%	
		合計	46	206	100.0%	

No.	評 価 事 項	評価					重み	上限	比重
		A	В	С	D	E		配点	
	法人概要						0	0	0.0%
2	基本事項				1	T	9	45	21.8%
(1)	業務実績	高度な実績がある	十分な実績がある	実績がある	実績はあるが不十分	実績がない	2	10	4.9%
(2)	事業目的と効果	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	2	10	4.9%
(3)	生活困窮者の情勢と就労訓練事業の有効性に ついて	特に的確に理解している	的確に理解している	普通	理解が不十分	全く理解していない	3	15	7.3%
(4)	コスト	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	2	10	4.9%
3	3 実施体制に関する事項							55	26.7%
(1)	センター窓口の設置について	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	3	15	7.3%
(2)	スタッフの体制	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	2	10	4.9%
(3)	スタッフの人材・能力	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	3	15	7.3%
(4)	スタッフの育成・研修について	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	3	15	7.3%
4	事業所の支援に関する事項						13	65	31.6%
(1)	認定就労訓練事業所に対する相談支援体制	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	4	20	9.7%
(2)	訓練実施期間中における認定就労訓練事業所 への支援	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	5	25	12.1%
(3)	認定就労訓練事業所間の情報交換・支援ノウハウ共有の方法	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	4	20	9.7%
5	区生活支援課との連携に関する事項						7	35	17.0%
(1)	区生活支援課との連携及びその必要性について	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	4	20	9.7%
(2)	認定就労訓練事業所の情報提供に関する手 法・工夫	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	3	15	7.3%
6	ワークライフパランスに関する取組						4	4	1.9%
(1)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業 主行動計画の策定	(従業員101人未満の場合)策 定し、労働局に届け出ている	策定していない、又は策定して いるが従業員101人以上		_		1	1	0.5%
(2)	女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律に基づく一般事業主行動計画の策定	(従業員301人未満の場合)策 定し、労働局に届け出ている か。	策定していない、又は策定して いるが従業員301人以上		_		1	1	0.5%
(3)	次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くる みんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得、女 性の職業生活における活躍の推進に関する法 律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバ ランス賞の認定	いずれかを取得している、また は認定されている	いずれかを取得していない、又は認定されていない	_			1	1	0.5%
(4)	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)の 取得	認定されている	認定されていない		_		1	1	0.5%
7	障害者雇用に関する取組						1	1	0.5%
(1)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の 達成	達成している(従業員43.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)	達成していない(従業員43.5人 以上)、又は障害者を1人以上 雇用していない(従業員43.5人 未満)		-		1	1	0.5%
8	健康経営に関する取組						1	1	0.5%
(1)	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	認定若しくは認証を受けてい る。	認定若しくは認証を受けていない。		_		1	1	0.5%
			合計				46	206	100.0%
A=重み×5点 B=重み×4点 C=重み×3点 D=重み×2点 E=重み×0点									